

設計図書等に対する質問

工事記号 E A 2
 工事名 都市計画道路 3・3・7 号線地下横断施設整備工事

質 問 事 項	回 答
1. 使用材（仮設鋼材）共用日数の提示が不明となっております。ご教示願います。	1. 覆工板は 1 6. 8 月、覆工板受桁は 5 0 5 日です。切梁・腹起し材は左側が 2 2 0 日、右側が 3 1 0 日です。
2. レディミクストコンクリートの水セメント比が不明となっております。ご教示願います。	2. 参考資料の単価表の規格欄を参照してください。
3. 現地に架空線が存在しておりますが、工事期間中の状況についてご教示願います。	3. 工事の支障となる架空線については、工事契約後、右側の工事着手前までに施設管理者による移設工事が行われる予定です。
4. 地盤改良工におきまして使用いたします水道代についてご教示願います。	4. 水道代は計上しておりません。なお、必要な場合は設計変更の協議対象とします。
5. 概算工事工程表に付きましてご提示願います。	5. 概算工事工程表は作成しておりません。
6. 作業土工における残土仮置き場所、積込み条件、運搬条件の明示が御座いません。ご教示願います。	6. 本工事では残土の仮置きは想定しておらず、特記仕様書第 7 条に示す場所に直接搬出することを想定しております。
7. 仮橋・仮栈橋工の覆工板・覆工板受桁について、賃料期間をご教示ください。	7. N o. 1 のとおりです。
8. 切梁・腹起し材について、賃料期間をご教示ください。	8. N o. 1 のとおりです。
9. 水替工の排水日数について、積算上の見込日数をご教示ください。	9. 参考資料を参照してください。
1 0. 仮設屋根設置について、内訳書では仮囲い設置・撤去（P タイプ）となっております。正しい内容をご教示ください。	1 0. 参考資料の単価表第 4 1 号において、土木工事標準積算基準（国土交通省）「雪寒仮囲い工」の P タイプで積算しております。入札の際は、上記の条件で積算してください。なお、実際の現場で使用する仮設屋根の構造及び材料については、契約後に受発注者間で協議のうえ決定します。
1 1. 施工条件明示書の 1. 工程関係について、令	1 1. 予定施工期間は未定です。

和7年度発注車線切替工事、令和9年度発注車線切替工事、令和9年度発注建築工事（部分使用に伴う引渡し時期を含む）について、予定施工期間をご教示ください。 1 2. 施工条件明示書の1. 工程関係について、計測管理について、積算で見込んでいる期間及び設置図を教示ください。 1 3. 施工条件明示書の2. 用地関係について、仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地の使用予定の位置及び広さ等の参考図をご提示ください。 1 4. 施工条件明示書の4. 安全対策関係について、交通誘導員の数量根拠として配置計画をご教示ください。 1 5. 施工条件明示書の8. 工事支障物件等について、本工事の進捗に合わせて電柱移設、水道管切り回し、ガス管撤去を行うための工事が行われるとの記載がありますが、各内容の施工範囲及び施工時期についてご教示ください。 1 6. 施工条件の明示書 1. 工程関係 ・他工事の影響 影響のある他の工事について、①令和7年度発注予定の南側現道の車線を切り替える工事、②令和9年度発注予定の現道の車線を切り替える工事、③令和9年度開始の建築工事について、予定工期（令和〇年〇月～令和〇年〇月）及び工事範囲＋予定施工ヤードをご教示ください。 なお、①については、ステップ図(1)～(5)に工事範囲と思われる記載がありますが、予定施工ヤードまで含めた使用範囲をご教示ください。 1 7. 施工条件の明示書 1. 工程関係 ・施工時期、施工時間及び施工方法の制限 本工事は、片側交互通行及び車両通行止めにより施工するとありますが、車両通行止めを予定している作業は右側地下通路施工時における77m²の路面覆工関係作業及び同路面覆工部の鋼矢板、大型土のう締切と考えてよろしいでしょうか。相違がある場合はご教示ください。 1 8. 施工条件の明示書 1. 工程関係 ・施工時期、施工時間及び施工方法の制限 特記仕様書 第17条 施工時間	1 2. 期間は、4 5 カ月です。設置図は有りませんが、設置個所数は5箇所を計上しています。 1 3. 工事用地及び仮設ヤードとして使用できる土地は、ステップ図の水色で示された範囲を想定しております。 1 4. 配置計画図は作成しておりません。ただし、以下の条件で計上しています。 道路外での作業：1 名～2 名 道路の通行止めが必要な作業：6 名 1 5. 施工範囲は、各施設管理者により検討中です。時期は未定となっております。 1 6. 予定工期、工事範囲及び予定施工ヤードは未定です。 1 7. ご質問のとおりです。 1 8. 作業内容をご質問のとおりです。作業日数は4 日を想定しております。
--	--

参考資料 交通誘導警備員（夜間） 既設鉄道構造物の撤去は夜間施工（AM１：００～AM４：３０）と条件明示されていますが、工事数量総括表にあります交通誘導警備員（夜間）はこれらの作業が該当すると考えてよろしいでしょうか。また、参考資料より交通誘導警備員（夜間）の数量が12人日となっておりますが、当該作業は12日間を想定していると考えてよろしいでしょうか。相違のある場合は夜間交通誘導員を配置しなければならない作業と日数をご教示ください。 １９．施工条件の明示書 １.工程関係 ・施工時期、施工時間及び施工方法の制限 鉄道軌道部の約５０mの延長において約１０m間隔で、水平変位を傾斜計、鉛直変位を水盛式沈下計によって常時観測すること。とありますが、計測箇所数は6箇所でよろしいでしょうか。また、設置期間は何か月を想定していますでしょうか。ご教示ください。 ２０．施工条件の明示書 １.工程関係 ・施工時期、施工時間及び施工方法の制限 地下横断施設を接続する箇所の既存鉄道構造物の計測管理を実施すること。とありますが、参考資料からは積上計上されていないものと思われます。共通仮設費の率分で考えていますのでしょうか。または、鉄道事業者との協議による設計変更協議の対象と考えていますのでしょうか。ご教示ください。 ２１．施工条件の明示書 １.工程関係 ・施工時期、施工時間及び施工方法の制限 鉄道軌道部の傾斜計・沈下計の取付、撤去、保守管理作業において、軌道部に立ち入る際の資格要件、時間制約がありましたらご教示ください。 ２２．施工条件の明示書 １.工程関係 ・工事着手前の事前調査 埋蔵文化財への対応(慎重工事・立会・発掘調査等)が完了するまで、一切の現場作業は行わないこと。とありますが、対象となる範囲、完了予定時期をご教示ください。 ２３．施工条件の明示書 ２.用地関係 参考図（１～10） 工事用地及び仮設ヤードとして使用できる土地は、ステップ図の水色で示された範囲と考えてよろしいでしょうか。相違のある場合は、使用できる範囲をご教示ください。	１９．No．１２のとおりです。 ２０．具体的な測量方法等については、契約後の鉄道管理者との協議によって決定します。また、設計変更の考え方については、特記仕様書第２２条を参照してください。 ２１．軌道部に立ち入る際の資格要件、時間制約については、契約後の鉄道管理者との協議によって決定します。 ２２．対象範囲については、当市ホームページ内の「ふなばし生き生きふれあいマップ」にて埋蔵文化財包蔵地域を確認してください。完了予定時期は未定です。 ２３．No．１３のとおりです。
---	--

24. 施工条件の明示書 3. 周辺環境保全関係 夜間、ブレイカー等の使用がある際には防音措置を施し施工を行うこと。とありますが、防音措置とは防音シートで囲う程度の措置と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 25. 施工条件の明示書 3. 周辺環境保全関係 揚水した地下水については、ノッチタンク等を使用し土粒子を取り除いてから側溝等に放流すること。とありますが、ノッチタンク等では排水基準に適合しない場合、濁水処理機装置やpH処理装置を使用する必要があるときには設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。 26. 施工条件の明示書 3. 周辺環境保全関係 別途発注による家屋事前調査完了後に当工事の施工を開始すると考えてよろしいでしょうか。また、家屋事前調査が完了していなかった場合は、工事は中止すると考えてよろしいでしょうか。 27. 施工条件の明示書 3. 周辺環境保全関係 別途発注による家屋事前調査の報告書は情報共有されるのでしょうか。ご教示ください。 28. 施工条件の明示書 4. 安全対策関係 参考資料 本工事内訳書 P3 施工条件書に各条件下における誘導員の配置が明記されておりますが、工種ごとに想定している配置人数をご教示ください。 また、参考資料における交通誘導警備員の数量には交代要員も含まれると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 29. 施工条件の明示書 5. 工事用道路関係 右側地下通路付近にある市道14-003号線、市道14-129号線、市道05-153号線については、現地確認の上、仮設道路を設置し、工事中においても一般車の通行を確保すること。となっておりますが、図面上の表記において、市道14-003号線、市道14-129号線の位置が確認できません。対象となる道路をご教示ください。 30. 施工条件の明示書 8. 工事支障物件等 電柱移設、水道管切廻し、ガス管撤去の工事について、車両等が円滑に通行出来るように調整することとありますが、それに伴う作業範囲、時期等の制限が発生した場合、設計変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	24. 基準値を満足するものであれば方法は問いません。 25. 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。 26. 家屋事前調査は工事着手前までに実施する予定です。 27. 契約後の受発注者間で協議のうえ決定します。 28. No. 14のとおりです。交代要員については、交通誘導員の数量に含まれております。 29. 当市ホームページ「船橋市道路情報公開システム」の「道路認定網図」をご確認ください。 30. 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。
---	---

3 1. 施工条件の明示書 8. 工事支障物件等 上記占用物件工事に伴う工事中止期間等が工期で想定されている場合、その期間をご教示ください。 3 2. 施工条件の明示書 8. 工事支障物件等 施工箇所端部付近の上空に送電線がありますが、近接協議はされておりますでしょうか。されている場合、上空制限等の制限はありますでしょうか。ご教示ください。 3 3. 施工条件の明示書 11. 埋戻し工関係 「発生土利用基準について」の通達に基づき、土質区分判定のための試験を実施し、現場発生土のうち良質土を使用するとなっておりますが、土質判定の試験費が計上されておりますが、実施回数等含めた埋戻し材の判定については、受注後協議のうえ、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 3 4. 施工条件の明示書 11. 埋戻し工関係 埋戻しのための発生土仮置き場について、設計図書内に示されておりますが、仮置き場所、数量、期間、養生方法等、ご教示ください。 3 5. 施工条件の明示書 11. 埋戻し工関係 上記発生土仮置き場が受注後決定する場合、それに伴う運搬（仮置き場までの往復）、整地、積込、維持管理（飛散防止対策等）、等についての費用は設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。 3 6. 施工条件の明示書 12. その他 既存の駅躯体の外側には、建設当時のSMWが存置されている可能性が有となっておりますが、試掘調査等の調査については、受注後協議のうえ、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 3 7. 特記仕様書 第10条 工事中の安全確保（その1） 工事期間中は必要に応じて夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。とありますが、夜間の保安要員による巡回点検費用は計上されておりますでしょうか。また、休工日においても巡回点検が必要となると思われそうですが、いかがでしょうか。ご教示ください。 3 8. 図面（93/122） 仮設図内の鋼矢板配置において、鋼矢板セクション	3 1. 工事一時中止は想定しておりません。 3 2. 送電線に関する近接協議は実施しておりません。 3 3. 参考資料の第220号内訳書において計上しております。 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。 3 4. 仮置き場所は施工していない側の工事範囲を想定しております。数量は、4,260m³です。 期間、養生方法は定めておりません。 3 5. 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。 3 6. 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。 3 7. 不稼働日の保安要員等の費用については、土木工事標準積算基準書（国土交通省）に従い、共通仮設費の率計上で積算しております。 3 8. 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。
--	---

の許容かん合角度6度以上のかん合角度となっている部分が4か所あり、セクションをかませることができず、出水と土砂流出の危険がありますが、薬液注入等の補足工事の必要が生じた際は設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 39. 図面 (93/122) 仮設図の鋼矢板の記載がない箇所が一部に見受けられますが、記載漏れと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 40. 図面 (93/122) 右側地下通路ぶの鋼矢板打設位置について、既存駅躯体と接続する箇所の東側の地下通路壁との距離がなく、型枠工、防水工の施工が困難であると思われるが、設計変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示ください。 41. 図面 (97, 107/122) 対候性大型土のう設置範囲と覆工板基礎コンクリートが重なった部分があり、図面表記の施工が不可能な部分がありますが、設計変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示ください。 42. 図面 (102/122) 右側地下通路の対候性大型土のう設置範囲について、東側の設置範囲が不足していると思われますが、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 43. 図面 (107/122) 図面内に仮囲い範囲が示されていますが、仮囲いの仕様、設置期間をご教示ください。 また、工事数量総括表及び参考資料には同数量が見当たりませんが、任意仮設として、共通仮設費率分に含まれると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 44. 図面 (116, 117/122) 、参考図 (6~9) 路面覆工上に置き式ガードレールのようなものの記載がありますが、当該箇所は開口部があり、歩者道と車道が分離された構造となっていないため、安全設備については十分な検討が必要と考えますが、協議のうえ設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。 45. 参考図 (5, 6) 左側の施工 (施工ステップ図 (5)) から右側の施工	39. 図面を見やすくするために一部の表示を省略しております。 40. 現場条件により、型枠兼用土留として計画しております。設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。 41. 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。 42. 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。 43. 仮囲いの使用、設置期間は任意となります。また、積算計上については、ご質問のとおりです。 44. 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。 45. 工事一時中止は見込んでおりません。
--	--

(施工ステップ図 (6)) に切り替わる時に道路形状が大きく変わりますが、この切り替わりにおける工事中止は発生しますでしょうか。発生する場合見込んでいる工事中止期間をご教示ください。 4 6. 工事数量総括表 P23、本工事内訳書 P23、第210号 内訳書 重建設機械分解組立輸送費について、対象は油圧クラムシェル 平積0.4m³が当たると思われますが、左側、右側において各々必要になり、2回と考えますが、いかがでしょうか。 また、1回であった場合は左側の使用後、右側の使用開始までの期間が供用日数として必要になりますが、適切に計上されていますでしょうか。ご教示ください。 4 7. 図面 (122/122) 工事数量総括表 P3、本工事内訳書 P23、第15号 内訳書、第41号 単価表 仮設屋根設置において、図面には構造が明記されていませので、部材、寸法、荷重条件等、内容がわかる資料をご教示ください。 また、参考資料から判断すると、雪寒仮囲いと同等のものを見込んでいると思われますが、その場合構成部材として、屋根等囲う材料はシートになりますが、よろしいでしょうか。ご教示ください。 4 8. 工事数量総括表 P21、本工事内訳書 P21、第189号 内訳書、第131号 単価表 構造物取壊し工 コンクリート構造物取壊し (無筋構造物 機械施工 夜間) が、既存駅躯体の撤去と考えますが、無筋構造物ではなく、鉄筋構造物ではないでしょうか。 また、時間的制約がありではないでしょうか。 また、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用することとなっておりますでしょうか。 ご教示ください。 4 9. 参考資料 第22号 単価表 鋼矢板・H形鋼 (一部撤去) 鋼矢板 市中価格 とありますが、中古価格での計上でしょうか。もしくは、新品価格での計上でしょうか。ご教示ください。 5 0. 参考資料 第18号 単価表 継鋼矢板圧入 (Nmax ≤ 25) 継鋼矢板となっておりますが、加工の為の材料費などは計上されているのでしょうか。また、継加工の為、加工工場へ運搬が生じた際の費用は計上されて	4 6. 1回を計上しております。2回必要な場合は設計変更の協議対象となります。 4 7. No. 10のとおりです。 4 8. 完成図面を確認した結果、既存駅躯体は無筋構造物を想定しております。時間的制約は無しで計上しております。また、参考資料の第131号単価表における低騒音・低振動対策の積算条件は「必要」としております。 4 9. 中古価格で計上しております。 5 0. 土木工事標準積算基準書 (国土交通省) に従い、継施工費を計上しております。 設計変更の考え方については、特記仕様書第22条を参照してください。
---	---

いるのでしょうか。されていない場合、設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。 5 1. 参考資料 仮設材運搬費 鋼矢板の運搬費が計上されていないように読み取れますが計上されていないのでしょうか。されていない場合は設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。 5 2. 都市計画道路 3・3・7 号線地下横断施設整備工事の一般競争入札【総合評価型（施工計画評価タイプⅠ類）】の実施について 6/11 (2) 工事は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」により、船橋市議会令和 7 年第 4 回定例会に議案として提出予定であり、議会で可決されたとき本契約となる。とありますが、日付はいつ頃の予定でしょうか。ご教示ください。 5 3. 工事設計書 設計基本情報 諸経費情報において、処分費控除「あり」と記載が御座います。処分費控除は、共通仮設費、現場環境改善費、現場管理費、一般管理費のすべての経費に対してと考えて宜しいでしょうか？ そうでない場合は、処分費控除の対象となる経費をご教示ください。宜しくお願い致します。 5 4. 工事設計書 設計基本情報 諸経費情報において、処分費控除「あり」と記載が御座います。処分費控除は、「処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の 3%を超える場合又は処分費等が 3 千万円を超える場合」が対象でしょうか？ご教示、宜しくお願いいたします。 5 5. 工事設計書 設計基本情報 諸経費情報において、処分費控除「あり」と記載が御座います。処分費とは「産業廃棄物処分費」、「残土処分費殻処分費」、「汚泥運搬処理費の切断排水処分費」、および「現場発生品運搬処理の木材処分費」でしょうか？ご教示、宜しくお願いいたします。 また、他に対象となる処分費が御座いましたら、ご教示、宜しくお願いいたします。 5 6. 道路工事 特記仕様書 都市計画道路 3・3・7 号線地下横断施設整備工事 4. 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理において、「回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする」と記載が御座います。これは、	5 1. 購入材のため計上しておりません。 設計変更の考え方については、特記仕様書第 2 2 条を参照してください。 5 2. 仮に議会で可決された場合、本契約は 1 2 月末頃を予定しております。 5 3. 土木工事標準積算基準書（国土交通省）に従い、積算しております。 5 4. 土木工事標準積算基準書（国土交通省）に従い、積算しております。 5 5. 対象となる処分費は、「建設汚泥処理費」、「切断排水処分費」、「木材処分」、「発生土処分費」、「路盤廃材処分費」、「AS 廃材処分費」、「無筋 C O 処分費」、「鉄筋 C O 処分費」です。 5 6. 排水処分費は当初工事費に見込んでおり、経費の対象となっております。
---	---

排水処分費は当初工事費には見込んでおらず、変更契約対象となると考えて宜しいでしょうか？ または、当初工事費には排水処分費は含まれ、すべての経費において経費対象外となっており、今後変更契約により必要となる一部経費が計上されると考えて宜しいでしょうか？ 57. 本工事内訳書 土留・仮締切工 スクラップ控除において 経費対象外と考えて宜しいでしょうか？ご教示、宜しくお願い致します。 58. 本工事内訳書 技術管理費の溶出試験、土質試験、軟弱地盤調査費において 経費対象外と考えて宜しいでしょうか？ご教示、宜しくお願い致します。 59. 本工事内訳書 事業損失防止費 計測管理費の沈下計・傾斜計、システム機器、保守管理において 諸経費が別途計上されています。経費対象外と考えて宜しいでしょうか？ご教示、宜しくお願い致します。 60. 積算条件 歩掛区分・年度について、 適用される基準書は、「令和6年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書」でしょうか？ご教示、宜しくお願い致します。 61. 積算条件 現場環境改善費（率分）計上区分について、 「イメージ計上無」と考えて宜しいでしょうか？ご教示、宜しくお願い致します。 62. 積算条件 現場環境改善費（率分）補正について、 「施工地域・工事場所による補正」と考えて宜しいでしょうか？ご教示、宜しくお願い致します。 63. 工事内訳書 水替工 ポンプ排水において 数量の欄が空白となっていますが、数量0〔日〕と考えて宜しいでしょうか？ご教示、宜しくお願い致します。 64. 各種処分費について 見積調書には「建設汚泥処理費」および「発生土処分費」の単価が公表となっております。それ以外のアスコン塊、コンクリート塊、建設汚泥、汚泥と廃アルカリの混合物は単価が公表されていません	57. ご質問のとおりです。 58. ご質問のとおりです。 59. ご質問のとおりです。 60. ご質問のとおりです。 61. 土木工事標準積算基準書（国土交通省）の第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」に従い、積算しております。 62. 土木工事標準積算基準書（国土交通省）の第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」に従い、積算しております。 63. 参考資料を参照してください。 64. アスコン塊、コンクリート塊、については、千葉県が公表している設計単価を計上しております。 建設汚泥は参考資料を参照してください。 汚泥と廃アルカリの混合物は 45 円/L を計上して
--	--

が、公表頂けますでしょうか？公表頂けない場合、県単価の採用となりますでしょうか？ご教示、宜しくお願い致します。	おります。
--	--------------